

厚生労働大臣の定める掲示事項

【電子的診療情報連携体制整備加算について】

当院はオンライン資格確認システムを導入し、マイナンバーカードによる保険証(マイナ保険証)の利用を推奨しております。当院が患者様からお預かりした受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報は適切に管理・活用して診察いたします。

※マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご協力をお願いいたします。

- ・オンライン資格確認システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施いたします。
- ・医療DXを通して質の高い医療を提供できるように、マイナンバーによる保険証の推進に取り組んでおります。
- ・電子処方箋の発行や電子カルテ情報共有サービスなどの医療DXに係る取り組みを実施しております。

【在宅医療情報活用加算について】

- ・当院は、居宅同意取得型のオンライン資格確認等、システムにより取得した診療情報などを活用して、計画的な医学管理の下に訪問診療を実施しております。また、マイナ保険証を促進するなど、医療DXを通じて医療を提供できるように取り組んでおります
- ・電子処方箋の発行及び電子カルテ共有サービスなどの医療DXにかかる取り組みを実施しております。

【機能強化加算について】 …かかりつけ医として以下の取り組みを行っています

- ・健康診断の結果等の健康管理に関する相談
- ・介護・保健・福祉サービスの利用に関する相談
- ・夜間・休日の問い合わせへの対応
- ・必要に応じて専門医または専門医療機関への紹介
- ・受診している他の医療機関や処方されているお薬を伺い、必要なお薬の管理
- ・業務継続体制（BCP）：停電、緊急災害時においても医療提供を継続できるよう、業務継続計画に従って必要な措置（訓練、備蓄、連絡体制の整備等）を実施し、定期的に見直しを行っています

※島根県医療情報機能システムを利用すれば、かかりつけ医機能を有する地域の医療機関が検索できます。

<http://www.mi.pref.shimane.lg.jp/shimane/ap/qq/men/pwtpmenuult01.aspx>

【介護保険施設等連携往診加算・協力対象施設入所者入院加算について】

介護保険施設等に協力医療機関として定められており、当該介護保険施設等において療養を行っている患者さまの症状の急変等に対応すること及び協力医療機関として定められている介護保険施設等の名称は以下の通りです。<http://www.k-jinju.or.jp>

・介護老人福祉施設 みどりの里 やすらぎ荘

【情報通信機器を用いた診療について】

情報通信機器を用いた診療の初診の場合、向精神薬は処方しておりません。

「オンライン診療指針」順守を確認するためのチェックリストはホームページをご覧ください。

【一般名処方加算について】

後発薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく「有効成分」を処方せんに記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

【個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の発行について】

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を発行しております。

尚、明細書には、使用された薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。

明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

【生活習慣病管理料（Ⅱ）・眼科医療機関連携強化加算・歯科医療機関連携強化加算について】

当院では、厚生労働省の指針に従い、患者さま個々の状態に応じた専門的・総合的な治療管理を行っています。

1. 高血圧症、脂質異常症（高コレステロール血症や高脂血症）、糖尿病のいずれかを主病とする患者さまが対象となります。
2. 個々に合わせた目標設定や食事・運動に関する指導内容等を記した「療養計画書」を、患者さまの同意のうえ定期的に作成しお渡しします。
3. 必要に応じて、薬剤師、看護師、管理栄養士等と連携して療養計画を実行してまいります。
4. 糖尿病の患者さまについては、「合併症予防」「早期発見・早期治療」の観点から、患者さまの同意のもと、必要に応じて眼科・歯科と連携して治療管理を行います。
5. 患者さまの状態に応じて医師の判断により、28日以上長期処方やリフィル処方箋の発行が可能です。